

様式第 6 （第 4 条第 5 号イ関係）

令和 6 年度石綿健康被害救済基金に係る運営及び管理に関する基本的事項

基金の名称	石綿健康被害救済基金
基金設置法人	独立行政法人環境再生保全機構（以下「機構」という。）
基金の概要	■取崩型 石綿による健康被害を受けた者及びその遺族のうち、労災補償制度等の対象とならない者に対して、医療費等の救済給付を支給する。
基金の目標	石綿による健康被害の迅速な救済を図ること。
申請方法	日本国内において石綿を吸引することにより指定疾病にかかった旨の認定の申請をしようとする者等は、環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）に定める事項を記載した申請書に必要な書類を添えて機構に提出する。
審査基準	提出された申請書等について機構で確認し、医学的判定を要する事項については環境大臣に判定の申出を行う。環境大臣は判定の申出があったときは、中央環境審議会の意見を聴いて、判定を行い、機構に対し、その結果を通知する。機構は、その判定結果に基づいて、認定等を行う。 具体的な医学的判定の基準等については以下の URL を参照。 ○石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（救済給付の支給等関係）についての一部改正について（通知）（令和 6 年 4 月 25 日） https://www.env.go.jp/content/000233613.pdf ○医学的判定に関する留意事項（平成 18 年 6 月 6 日付け中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定）（令和 6 年 1 月 30 日最終改訂） https://www.env.go.jp/content/000196786.pdf
審査体制	機構、環境省中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
基金の額 (単位：円)	収入	国費(補助金等)	-	-	-	-
		出資等	-	-	-	-
		運用収入 (うち国費見合額)	19,383,334 (-)	22,772,369 (-)	21,872,911 (-)	26,502,942 (-)
		事業主拠出金	3,495,512,869	3,517,114,429	3,399,871,865	3,531,661,432
		都道府県拠出金	-	-	-	-
		その他収入	87,186,646	89,654,874	72,977,622	139,200,165
		前年度末基金残高	78,902,059,357	78,315,921,845	78,285,236,799	76,893,403,422
		返納額(マイナス)	-	-	-	-
		合計 (a)	82,504,142,206	81,945,463,517	81,779,959,197	80,590,767,961
	支出	救済給付	4,188,220,361	3,660,226,718	4,886,555,775	4,774,908,073
		合計 (b)	4,188,220,361	3,660,226,718	4,886,555,775	4,774,908,073
	基金残高 (a-b)		78,315,921,845	78,285,236,799	76,893,403,422	75,815,859,888
うち国費相当額		13,252,464,550	12,454,471,783	11,232,149,091	10,078,134,295	9,101,385,514